

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第39条関係）			別表第1（第39条関係）		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
警務課	企画室	<u>第5条第3号から第9号までに掲げる事務</u>	警務課	企画室	<u>第5条第3号から第8号までに掲げる事務</u>
	犯罪被害者支援室	<u>第5条第17号から第20号までに掲げる事務</u>		犯罪被害者支援室	<u>第5条第16号から第19号までに掲げる事務</u>
(略)			(略)		
別表第3（第48条関係）			別表第3（第48条関係）		
課名	職名	職務	課名	職名	職務
(略)			(略)		
警務課	(略)		警務課	(略)	
	人事管理官	<u>第5条第10号から第13号までに掲げる事務</u>		人事管理官	<u>第5条第9号から第12号までに掲げる事務</u>
	給与管理官	<u>第5条第14号から第16号までに掲げる事務</u>		給与管理官	<u>第5条第13号から第15号までに掲げる事務</u>
(略)			(略)		
(略)			(略)		
別表第4（第56条関係）			別表第4（第56条関係）		
警察署名	課名	分掌事務	警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（ <u>第5条第14号に掲げる事務を除く。</u> ）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属す	新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（ <u>第5条第13号に掲げる事務を除く。</u> ）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属す

		る事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟警察署に限る。）			る事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第13号に掲げる事務
		(略)			(略)
新潟西	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務		新潟西	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課

		の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務			の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第13号に掲げる事務
	(略)			(略)	
新潟東 新発田 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第14号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(新潟東警察署に限る。)	新潟東 新発田 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第13号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(新潟東警察署に限る。)
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第13号に掲げる事務
	(略)			(略)	
新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第14号に掲	新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第13号に掲

津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡		げる事務を除く。)、 警務部装備施設課の 所掌に属する事務の うち第7条第1号及 び第2号に掲げる事 務、警務部厚生課の 所掌に属する事務の うち第9条第1号及 び第5号に掲げる事 務並びに市警察部企 画調整課の所掌に属 する事務（新潟中央 警察署、江南警察署、 新潟北警察署、秋葉 警察署、新潟南警察 署及び西蒲警察署に 限る。)	津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡		げる事務を除く。)、 警務部装備施設課の 所掌に属する事務の うち第7条第1号及 び第2号に掲げる事 務、警務部厚生課の 所掌に属する事務の うち第9条第1号及 び第5号に掲げる事 務並びに市警察部企 画調整課の所掌に属 する事務（新潟中央 警察署、江南警察署、 新潟北警察署、秋葉 警察署、新潟南警察 署及び西蒲警察署に 限る。)
	会計課	警察本部警務部会 計課の所掌に属する 事務、警務部装備施 設課の所掌に属する 事務（警察署警務課 の分掌に属する事務 を除く。）、警務部厚 生課の所掌に属する 事務（警察署警務課 の分掌に属する事務 を除く。）及び警務部 警務課の所掌に属す る事務のうち第5条 第14号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会 計課の所掌に属する 事務、警務部装備施 設課の所掌に属する 事務（警察署警務課 の分掌に属する事務 を除く。）、警務部厚 生課の所掌に属する 事務（警察署警務課 の分掌に属する事務 を除く。）及び警務部 警務課の所掌に属す る事務のうち第5条 第13号に掲げる事務
	(略)			(略)	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。